

## 千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）について ～全国初の設置許可制及び立地基準を導入～

千葉市では、再生資源物の屋外保管について、一定の規模を超える屋外保管事業場の設置に許可を要することとするとともに、全ての屋外保管事業場に課される保管基準等を定める「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定することとしましたので、お知らせします。

### 1 条例制定の趣旨

現在、市内の市街化調整区域を中心として、多くの再生資源物\*の屋外保管施設（金属スクラップヤード）が存在しており、操業に伴う騒音・振動や不適切な保管による火災の発生など、地域住民の生活の安全に支障をきたす状況が発生しています。

一方、再生資源物は有価物として取引されているため、廃棄物及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規制対象となる「廃棄物」には該当しないため、その保管について直接規制する法令等がありません。

そこで、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的として、再生資源物の屋外保管を行う者が守るべき義務等必要な事項を定めた「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定することとしました。

※再生資源物：使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの及びこれらの混合物

### 2 条例（案）の概要

#### (1) 立地基準・保管基準を定めた許可制の導入等

ア 立地基準の設定：住宅等の敷地から100m以上離れた土地に設置すること

イ 保管基準の設定：屋外保管する場合の高さを5m以下等にする措置

：火災の発生又は延焼を防止するための措置

1つの保管体の最大面積（200m<sup>2</sup>以下）

保管体どうしの距離（2m以上）

：油、汚水等の浸透防止措置

：掲示板、囲いの設置

ウ 説明会の開催：周辺300m以内の居住者等に対する説明会の開催を義務化

新規事業者は条例施行の日から設置に対する市の許可取得を要することとします。

また、条例施行の際、現に100m<sup>2</sup>より広い再生資源物の屋外保管事業場を設置している事業者は、届出に基づき全ての保管基準への適合を確認した上で、みなし許可とします。

いずれも有効期間を5年間とし、更新制とします。

#### (2) 再生資源物を屋外保管する者に対する市長の権限

報告の徴収、立入検査、義務違反に対する勧告・命令、

事故時に必要な措置を講ずる命令、停止及び許可の取消し

### (3) 罰則

- ・無許可での屋外保管事業場の設置・変更、命令違反等  
「1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金」
- ・使用前検査未受検での使用、無許可譲受け等  
「6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金」
- ・軽微な変更の無届、立入検査忌避等  
「30万円以下の罰金」

### 3 条例に基づく届出対象

75件（令和3年7月末時点）

### 4 施行期日及び今後のスケジュール

#### (1) 施行期日

令和3年11月1日（月）

#### (2) 今後のスケジュール

令和3年12月1日まで 経過措置が受けられる従前の事業者である旨の届出期限

令和4年 2月1日まで 既存事業場の保管方法等の届出（みなし許可）期限

〃 5月1日 罰則適用（条例の完全施行）

※条例公布から施行までの期間が短いため、罰則の適用は  
6カ月間の猶予とする。

### 5 千葉県環境関係手数料条例の一部改正

本条例の設置許可申請等の手続きに対し手数料を徴収するため、併せて千葉県環境関係手数料条例を一部改正し、新たな手数料を定めます。

#### (1) 名称及び金額

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| ・屋外保管事業場設置許可申請手数料      | 30,000円 |
| ・屋外保管事業場更新許可手数料        | 25,000円 |
| ・屋外保管事業場変更許可申請手数料      | 23,000円 |
| ・屋外保管事業場譲受け等許可申請手数料    | 9,000円  |
| ・屋外保管事業場設置法人合併等承認申請手数料 | 9,000円  |

#### (2) 施行期日

令和3年11月1日（月）